

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 8 月 5 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-0022 札幌市中央区北 22 条西 15 丁目 3-6

札幌市保健福祉局保健所動物愛護管理センター

（電話：011-736-6134、FAX：011-736-6137、メールアドレス：inuneko@city.sapporo.jp）

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称 令和 6 年度札幌市動物愛護管理センター教育普及事業運營業務

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間 契約締結日 から 令和 7 年 3 月 26 日（水曜日）までとする。

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 年～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類「大分類：一般サービス業」「中分類：広告業」もしくは「中分類：その他サービス業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものではないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記 2 に同じ。

(2) 入札書の受領期限

令和 6 年 8 月 16 日（金曜日）12 時 00 分（必着）

(3) 開札の日時及び場所

令和6年8月16日（金曜日）14時00分

札幌市保健福祉局保健所動物愛護管理センター（札幌市中央区北22条西15丁目3-6）

(4) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成し、原則として郵送により提出すること。ただし、上記2への直接持参も可とする。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年8月16日（金曜日）14時00分開札「令和6年度札幌市動物愛護管理センター教育普及事業運営業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和6年8月16日（金曜日）14時00分開札「令和6年度札幌市動物愛護管理センター教育普及事業運営業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。